

氏名	ミヤケ ユウダイ 三宅 雄大
学位の種類	博士（社会福祉学）
学位記番号	人博 第 123 号
学位授与の日付	平成 30 年 3 月 25 日
課程・論文の別	学位規則第 4 条第 1 項該当
学位論文題名	生活保護利用世帯における大学等「就学機会」に関する研究
論文審査委員	主査 教授 岡部 卓 委員 教授 矢嶋 里絵 委員 教授 稲葉 昭英

【論文の内容の要旨】

序章

序章では、問題提起、先行研究の検討、研究目的の設定、分析枠組み及び研究課題の設定、分析方法の説明を行った。本章の冒頭では、生活保護利用世帯（以下、利用世帯）における大学等進学率が、日本全体の進学率に比して、低位であることを指摘した。この点を踏まえて、利用世帯の子どもが大学等「就学機会」の不平等に直面している可能性を提起した。

そのうえで、先行研究——「制度研究」と「調査研究」——を検討することで、本論文で明らかにすべき課題を析出した。具体的には、従来の「制度研究」では：①利用世帯から大学等に就学する場合に「何」を「なしうるのか／なしえないのか」が部分的にしか検討されていなかったこと；さらに、②上記の「条件」設定が検討されていなかったことである。

また、「調査研究」では：③「生活保護制度」が子どもの「進路選択」に及ぼす影響が検討されていなかったこと；④利用世帯の養育者、子どもが制度を「どのように」認識、理解しているかが検討されていなかったことである。

以上を踏まえて、本論文の研究目的を以下のとおり設定した：利用世帯の子どもが高等学校卒業後に大学等「就学／非就学」に至る過程を検討することで、かれらの大学等「就学機会」が「縮減／拡張」される「条件」を究明することである。

上記の研究目的の究明にあたり、本論文では、「選択の擬制」を採ったうえで「就学機会」の 3 側面に着目することにした：①「生活保護制度」が定める「客観的な選択肢」（制度上の「なしうること／なしえないこと」）；②子ども自身が把握する「主観的な選択肢」（「進路希望」）；③大学等就学を実現するための「資源調達」の過程。

以上に示した「就学機会」の 3 側面と対応させて「研究課題」を設定した：①「生活保護制度」が、利用世帯の子どもが大学等就学に向けて「なしうること／なしえないこと」（＝

「客観的な選択肢」)を「どのように」規定しているかを明らかにすること(「研究課題1」);②利用世帯の子どもが「進路希望」を「どのようにして」形成してきたのか、また、その過程で「生活保護制度」が「どのような」影響を及ぼしていたのかを明らかにすること(「研究課題2」);③利用世帯の養育者、ソーシャルワーカー(以下、SW)が、大学等就学を左右する「資源調達」(学費等の準備)の過程において「どのような」役割を果たしているのかを明らかにすること(「研究課題3」)。

研究方法としては:①厚生労働省発の「保護の実施要領」(「通知」)の規定分析;②利用世帯出身の「若者」(高等学校等卒業以上)に対するインタビュー調査結果(「語り」)の分析;③利用世帯の養育者に対するインタビュー調査結果(「語り」)の分析を採用した。

†第1章 生活保護制度における大学等就学の「条件」

第1章では、「研究課題1」を究明することを目的とした。上記の究明に際しては、3つの対立軸——①「自立の単位」(「世帯/個人」);②「自立の意味」(「狭義/広義」);③「教育」(「目的/手段」)の位置づけ——を設定したうえで、厚生労働省発の「保護の実施要領」(「通知」)を資料として分析を行った。

本章の分析結果からは、「生活保護制度」が:①原則として「世帯分離」による大学等就学しか認めていなかったこと;②「資源調達」の方法を「各種貸与金」か「文脈依存的」なものに限定していたこと;さらには、③上記に対してさえも、制約的な「条件」(「狭義の自立」助長に資すること、特定の「主体像」に合致すること)を課していたことが析出された。

以上に基づき、第1章の考察では、「構造」としての「生活保護制度」が、大学等就学を試みる利用世帯の子どもに対して、限定的かつ制約的な「客観的な選択肢」しか提供していなかったことを指摘した。

†第2章 利用世帯における若者の「進路希望」の形成過程

第2章では、「研究課題2」を究明することを目的とした。上記の目的を明らかにするにあたり、本章では、「若者調査」の結果——利用世帯で育った「若者」自身の「語り」——に基づき「進路希望」の「形成過程」を分析した。

本章の分析結果からは:①「進路希望」の「形成過程」が「経済的要因」(「奨学金」の借り入れリスクなど)や「文化的要因」(養育者の「文化資本」など)の影響を被っていたこと;以上に加えて、②利用世帯の子どもが「生活保護制度」の定める「客観的な選択肢」を「認識するより先に/認識することなく」、「進路希望」を形成していたことが析出された。

この結果は、一見すると、かれらが「生活保護制度」を強く意識することなく「進路希望」の形成に至っていた可能性を示している。しかしながら同時に、この結果は、利用世帯の子どもが「なしうること/なしえないこと」を認識しないままに「進学」を断念する可能性や、先行して形成された「進路希望」が後になって「客観的な選択肢」と齟齬をきたす可能性を示していると指摘した。

以上に基づき、第 2 章の考察では、利用世帯の子どもによって把握される「主観的な選択肢」が、先行研究において指摘されていた「経済的要因」や「文化的要因」のみならず、子どもが「生活保護制度」の定める「客観的な選択肢」を認識しているか否かによっても左右されうることを指摘した。

† 第 3 章 大学等就学に向けた「資源調達」の過程

第 3 章では、「研究課題 3」を究明することを目的とした。上記目的の究明にあたり、ここでは、「変換能力」（「資源」を「大学等就学」という結果に変換する集団としての能力）という分析枠組みを設定したうえで、「B 市調査」の結果（利用世帯の養育者の「語り」）を分析した。

本章の分析結果からは、すべての事例が「各種貸与金」の活用を前提としていた一方で、その他の「資源調達」の方法を活用するか否かが事例間で相違していたことが析出された。そして、上記の事例間相違の背後に：①SW と養育者との間における「情報提供／相談」の「不十分／欠如」；あるいはまた、②SW と子どもとの「関わりの欠如」が見られたことが析出された。

以上に基づき、第 3 章の考察では、利用世帯の子どもが、そもそも限定的かつ制約的な「客観的な選択肢」しか開かれていないにもかかわらず、そこで定められている「資源調達」の方法の実行可能性すらも「SW」と「養育者」という「2 重の媒介」に依存せざるをえないということを指摘した。

† 終章

終章では、第 1 章～3 章における分析結果・考察の整理を行ったうえで、全体考察、政策への示唆、本研究の課題＝限界を提示した。分析結果・考察の整理、ならびに、全体考察から得られた本研究の結論は以下のとおりである：①利用世帯における大学等「就学機会」は、「生活保護制度」によって常に既に「縮減」されており；②なおかつ、制度の「運用」段階——SW による養育者、子どもへの援助・支援の過程——において、そしてまた、養育者と子どもの関わりの中において、さらに「縮減」されうるということである。

また、ひるがえって、上記 2 点に「就学機会」を「拡張」する契機（＝政策への示唆）があることを指摘した。具体的には：①限定的かつ制約的な「客観的な選択肢」を緩和すること——「生活保護制度」内外の「制度的資源」の拡充、「条件」の緩和など——；②子どもが「客観的な選択肢」につながる「経路」を制度内外で「複線化」すること（専門支援員の配置など）を提起した。

最後に、今後、究明するべき残された課題として、より多様な「語り」（父子世帯、男性の若者、SW の語り）に基づく分析をおこなうこと、ならびに、大学等就学という「選択肢」以外の選択可能性を分析することの必要性を指摘した。